第16号議案

中野区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和6年(2024年)3月8日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

(提案理由)

教育委員会事務局の分課等及び分掌事務を改める必要がある。

中野区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

中野区教育委員会事務局処務規則(平成31年中野区教育委員会規 則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条の表指導室の項中「

教職員係

」を「

教職員係

教職員給与担当係長

」に改め、同表学務課の項中「教育情報システム担当係長」を「教育情報システム係」に改める。

第8条の2第1項中「学務課」を「指導室」に改め、同条第2項中 「課長又は」を「課長、室長又は」に改める。

別表第2指導室の項中「

事務係

- 1 室内の庶務及び経理に関すること。
- 2 室所管の各種事業の事務等に関すること。
- 3 教科書事務に関すること。
- 4 区立学校職員(県費負担教職員 を除く。)の公務災害補償に関する こと。
- 5 区立学校県費負担教職員の給与 等に関すること。
- 6 区立幼稚園教育職員の給与等に 関すること。
- 7 区立学校及び教育センターに置

く会計年度任用職員の任免事務に関すること。

- 8 教育センター事務に関すること。
- 9 室内他の係に属しないこと。

」を「

事務係

- 1 室内の庶務及び経理に関すること。
- 2 室所管の各種事業の事務等に関すること。
- 3 教科書事務に関すること。
- 4 区立学校及び教育センターに置く会計年度任用職員の任免事務に関すること。
- 5 教育センター事務に関すること。
- 6 室内他の係に属しないこと。

」に、「

教職員係

- 1 学校職員の身分取扱い等の人事 事務に関すること。
- 2 臨時的任用教職員及び講師の任 免事務に関すること。
- 3 区立学校に置く区費教育職員の 任免事務に関すること。

」を「

教職員係

1 学校職員の身分取扱い等の人事 事務に関すること。

	2 臨時的任用教職員及び講師の任
	免事務に関すること。
	3 区立学校に置く区費教育職員の
	任免事務に関すること。
教職員給与担当係	1 区立学校職員(県費負担教職員
長	を除く。)の公務災害補償に関す
	ること。
	2 区立学校県費負担教職員の給与
	等に関すること。
	3 区立幼稚園教育職員の給与等に
	関すること。

」に改め、同表学務課の項中「教育情報システム担当係長」を「教育情報システム係」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。